

## 南あわじ市入札傍聴要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、南あわじ市が執行する競争入札の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴の手続)

第2条 競争入札を傍聴しようとする者は、所定の場所で傍聴人受付簿に必要事項等を記入しなければならない。

### (傍聴定員)

第3条 傍聴の定員は、入札会場の都合によりその都度入札執行者が定めるものとする。

2 入札会場への入場は、先着順とする。

### (傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ビラ、プラカード、旗、はち巻、腕章、ゼッケン等を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、マイク等を携帯している者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、入札執行を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

### (傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、入札会場にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 入札の執行、経過、結果についての言動をしないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、入札会場の秩序を乱し、又は入札執行の妨害となるような行為をしないこと。

### (写真等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に市長の許可を得た者は、この限りでない。

(入札執行者の指示)

第7条 傍聴人は、すべて入札執行者の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 入札執行者は、傍聴人が第5条から第7条に違反すると認められるときは、退場させることができる。

2 退場させられた者は、当日の傍聴に再入室できないものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

# 入札傍聴人受付簿

1 入札日 令和 年 月 日

受付番号	傍聴者氏名	傍聴者住所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		